

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区身体障害者福祉法施行細則の一部を
改正する規則(64)2

江東区食品衛生法施行細則の一部を改正す
る規則(65)7

江東区都市計画法に規定する開発行為等の
規制に係る施行細則の一部を改正する規則
(66)9

◎訓 令(教)

江東区立幼稚園教育職員の通勤手当支給規
程の一部改正(1)11

江東区立図書館処務規程の一部改正(2)14

◎告 示

地籍調査事業の実施について(239)14

保管自転車の処分について（令和4年6月
下期）(240)14

特定商業施設新設届出書の縦覧について
(241)14

保管自転車の処分について（令和4年7月
上期）(247)15

都市計画法第36条の規定に基づく開発行
為に関する工事の完了公告について(249)15

特定子ども・子育て支援施設等の確認につ
いて(250)15

建築基準法第42条1項5号の規定に基づ
く道路位置の一部取消しについて(251)15

区域外地域密着型サービス事業所の廃止に
ついて(252)16

区域外地域密着型サービス事業所の廃止に
ついて(254)16

保管自転車の処分について（令和4年7月
下期）(256)16

◎告 示(教)

令和4年第7回江東区教育委員会定例会の
招集(12)17

江東区指定文化財の指定について(13)17

◎告 示(選)

令和4年6月江東区選挙管理委員会告示第

12号の一部改正について(21)17

令和4年6月江東区選挙管理委員会告示第
12号の一部改正について(22)17

◎告 示(監)

包括外部監査人の監査の事務補助者の告示
(10)18

規 則

江東区身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 7 月 2 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 6 4 号

江東区身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

江東区身体障害者福祉法施行細則（平成 1 5 年 4 月江東区規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条第 1 項中「又は所得税」を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2（第32条関係）

税額等による階層区分		負担基準月額
A	被保護者等	0円
B	A階層に該当する者を除き、当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の市町村民税が非課税の者	0円
C	A階層を除き、当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	2,200円
D1	A階層を除き、当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1円以上12,000円以下
D2		12,001円以上30,000円以下
D3		30,001円以上60,000円以下
D4		60,001円以上96,000円以下
D5		96,001円以上189,000円以下
D6		189,001円以上277,000円以下
D7		277,001円以上348,000円以下
D8		348,001円以上465,000円以下
D9		465,001円以上594,000円以下
D10		594,001円以上716,000円以下
D11		716,001円以上864,000円以下
D12		864,001円以上1,056,000円以下
D13		1,056,001円以上1,238,000円以下
D14		1,238,001円以上1,439,000円以下
D15		1,439,001円以上
		介護給付費等基準額

備考

- 1 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この表において同じ。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。以下この表において同じ。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
 - (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
 - (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この表において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この表において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
 - (3) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この表において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第 4 (第 3 2 条関係)

税額等による階層区分		負担基準月額
A	被保護者等	0 円
B	A階層に該当する者を除き、当該年度分(4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。)の市町村民税が非課税の者	0 円
C	A階層を除き、当該年度分(4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。)の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯)	1, 100 円
D 1	A階層を除き、当該年度分(4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。)の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	1 円以上 12, 000 円以下
D 2		12, 001 円以上 30, 000 円以下
D 3		30, 001 円以上 60, 000 円以下
D 4		60, 001 円以上 96, 000 円以下
D 5		96, 001 円以上 189, 000 円以下
D 6		189, 001 円以上 277, 000 円以下
D 7		277, 001 円以上 348, 000 円以下
D 8		348, 001 円以上 465, 000 円以下
D 9		465, 001 円以上 594, 000 円以下
D 10		594, 001 円以上 716, 000 円以下
D 11		716, 001 円以上 864, 000 円以下
D 12		864, 001 円以上 1, 056, 000 円以下
D 13		1, 056, 001 円以上 1, 238, 000 円以下
D 14		1, 238, 001 円以上 1, 439, 000 円以下
D 15		1, 439, 001 円以上

備考

- この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下この表において同じ。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ同法第 292 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する均等割及び所得割(それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。以下この表において同じ。)をいう。ただし、同法第 323 条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
 - 地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。
 - 地方税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 4 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族(16 歳未満の者に限る。以下この表において「扶養親族」という。)及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族(19 歳未満の者に限る。以下この表において「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
 - 当該扶養義務者が指定都市(地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下この表において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表第5（第32条関係）

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額				
			居宅介護、 同行援護又 は行動援護 30分当 たり	重度訪問介 護30分当 たり	短期入所1 日当たり	グループホ ーム又はケ アホーム1 月当たり	
A	被保護者等	0円	0円	0円	0円	0円	
B	A階層に該当する者を除き、当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の市町村民税が非課税の者	0円	0円	0円	0円	0円	
C	A階層を除き、当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	1,100円	50円	50円	100円	1,100円	
D1	A階層を除き、当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	1円以上12,000円以下	1,600円	100円	100円	200円	1,600円
D2		12,001円以上30,000円以下	2,200円	150円	150円	300円	2,200円
D3		30,001円以上60,000円以下	3,300円	200円	200円	400円	3,300円
D4		60,001円以上96,000円以下	4,600円	250円	250円	600円	4,600円
D5		96,001円以上189,000円以下	7,200円	300円	300円	1,000円	7,200円
D6		189,001円以上277,000円以下	10,300円	400円	400円	1,400円	10,300円

	00円以下					
D7	277,001円以上 348,000円以下	13,500円	500円	500円	1,800円	13,500円
D8	348,001円以上 465,000円以下	17,100円	600円	600円	2,300円	17,100円
D9	465,001円以上 594,000円以下	21,200円	800円	800円	2,800円	21,200円
D10	594,001円以上 716,000円以下	25,700円	1,000円	1,000円	3,400円	25,700円
D11	716,001円以上 864,000円以下	30,600円	1,200円	1,200円	4,100円	30,600円
D12	864,001円以上 1,056,000円以下	35,900円	1,400円	1,400円	4,800円	35,900円
D13	1,056,001円以上 1,238,000円以下	41,600円	1,600円	1,600円	5,500円	41,600円
D14	1,238,001円以上 1,439,000円以下	47,800円	1,900円	1,900円	6,400円	47,800円
D15	1,439,001円以上	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額

備考

- 1 行動援護について、1日の所要時間が7時間30分以上の場合における当該日分の負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額に16を乗じて得た額とする。
- 2 納入義務者の1月当たりの負担上限額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この表において同じ。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。以下この表において同じ。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
 - (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

- (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この表において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この表において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (3) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この表において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年7月25日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第65号

江東区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

江東区食品衛生法施行細則（昭和50年3月江東区規則第36号）の一部を次のように改正する。
別記第8号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式 (第 8 条関係)

年 月 日

殿

住 所

報告者

氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名〕

生食用食肉の取扱い開始報告書

年 月 日から生食用食肉の取扱いを開始したので、江東区食品衛生法施行細則第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設所在地
- 2 名称、屋号又は商号
- 3 営業等の種類
- 4 生食用食肉の取扱い内容

取扱い内容 (該当するものに○を付けてください。)	
<input type="checkbox"/>	(1) 生食用食肉の加工 (※ 1) を行う。
<input type="checkbox"/>	(2) 生食用食肉の調理 (※ 1) を行う。
<input type="checkbox"/>	(3) 生食用食肉の調理を行う。(器具の洗浄を要さない場合)

※ 1 「生食用食肉の加工」、「生食用食肉の調理」とは、食品、添加物等の規格基準 (昭和 3 4 年厚生省告示第 3 7 0 号) 第 1 食品の部 D 各条に規定する生食用食肉の加工基準が適用される加工又は生食用食肉の調理基準が適用される調理をいう。

- 5 生食用食肉の仕入先 (調理のみを行う場合)
- 6 認定生食用食肉取扱者等氏名
- 7 認定生食用食肉取扱者等の資格

資格 (該当するものに○を付けてください。)	左記の資格に係る確認事項
(1) 食品衛生管理者	食品衛生法第 4 8 条第 6 項第 号 (※ 2) に該当 ()
(2) 食品衛生責任者	栄・調・製・食鳥・船舶・食監・養講・補講・その他 () 年 月 日 第 号
(3) 認定生食用食肉取扱者講習会受講修了者	受講自治体名 : 年 月 日 第 号

※ 2 食品衛生法第 4 8 条第 6 項第 4 号の場合にあつては、食品衛生法施行令第 3 5 条第 1 5 号に規定する食肉製品製造業 (食品衛生法第 4 8 条第 7 項に規定する製造業に限る。) に従事する者に限る。

添付書類

- 1 施設の構造及び設備を示す図面
- 2 生食用食肉検査成績書の写し (生食用食肉の加工を行う場合)
- 3 認定生食用食肉取扱者等氏名一覧 (認定生食用食肉取扱者等が複数名いる場合)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区食品衛生法施行細則の別記第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

に改め、同様式備考3中「及び」を削る。
別記第21号様式を次のように改める。

江東区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年7月25日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第66号

江東区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則

江東区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則(平成12年3月江東区規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「 氏名 印 」

を

「 氏名 」

に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とし、備考7を備考6とする。

別記第2号様式中「印」を削る。

別記第5号様式及び別記第6号様式中

「 氏名 印 」

を

「 氏名 」

に改める。

別記第11号様式及び別記第12号様式中

「印」を削る。

別記第14号様式中

「 住所
承認申請者
氏名 印 」

を

「 承認申請者住所
氏名 」

に改め、同様式備考4中「及び」を削る。

別記第16号様式中

「 氏名 印 」

を

「 氏名 」

別記第 2 1 号様式 (第 1 4 条関係)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書

都市計画法第43条第3項の規定により、(建築物・第一種特定工作物)の(新築・改築・用途の変更・新設)の協議を申し出ます。 年 月 日 江東区長 殿 協議申出者 住所 氏名		※手数料欄
1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積		
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでに規定するいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由		
5 その他必要な事項		
※受付番号	年 月 日 第 号	
※同意に付した条件		
※同意番号	年 月 日 第 号	

備考

- ※印のある欄は、記載しないこと。
- 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記第 2 3 号様式中「印」を削る。

別記第 2 4 号様式中

「 氏名 印 」

を

「 氏名 」

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓 令 (教)

納額を超える場合は、通勤手当の返納及び支給は行わないものとする。
別記様式を次のように改める。

◎江東区教育委員会訓令甲第1号

教育委員会事務局
区立幼稚園

江東区立幼稚園教育職員の通勤手当支給規程(平成12年3月江東区教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和4年7月22日

江東区教育委員会

第4条各号列記以外の部分中「及び」を「又は」に、「別記様式」を「江東区勤怠管理システム(職員の勤務状況等の管理に関する事務の処理を電子計算組織によって処理する情報処理システムをいう。)に必要事項を記録すること」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、江東区勤怠管理システムにより難しい場合は、通勤届(別記様式)により届け出なければならない。

第4条第1号を削り、同条第2号中「住居」の次に「、勤務する幼稚園」を加え、「通勤経路」を「通勤の経路」に、「通勤方法」を「通勤の方法」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

第5条に次のただし書きを加える。

ただし、前条の規定による届出が、複数の通勤の経路又は方法であった場合は、通勤手当の額が最も低廉となる通勤の経路及び方法により決定し、又は改定するものとする。

第5条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

所属長は、職員の通勤の実情を確認しなければならない。

第6条中「教育委員会」を「所属長及び教育委員会」に改める。

第7条第1項中「、それぞれ」を「それぞれ」に、「、その要件を欠く」を「その要件を欠く」に改め、同条第2項中「、これに係る」を「これに係る」に改める。

第8条第1項中「第7条」を「前条」に改める。

第9条第2項中「1箇月」を「1か月」に改める。

第10条第1項中「1箇月」を「1か月」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定により算出された支給額が返

別記様式(第4条関係)

- ・二重枠線の中を記入してください。
- ・裏面の経路記入欄に通勤経路を記入してください。

通 勤 届

江東区立幼稚園教育職員の通勤手当支給規程第4条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

教育委員会 殿

年 月 日提出

職番	氏名	住所	所属	勤務地住所	変更日	年 月 日	主な届出事由 (該当に○)	交通機関	交通機関名	区 間	概算距離 (km)	所要時間 (分)	定期券額等	バス片道 運賃等	備 考	
1							徒歩・交通機関 交通用具()			～	・	分		円		
2							徒歩・交通機関 交通用具()			～	・	分		円		
3							徒歩・交通機関 交通用具()			～	・	分		円		
4							徒歩・交通機関 交通用具()			～	・	分		円		
5							徒歩・交通機関 交通用具()			～	・	分		円		
6							徒歩・交通機関 交通用具()			～	・	分		円		
						年 月 日	主な届出事由 (該当に○)	園長	副園長	所属	係 員	係 長	課 長			
《確認》											合計					

《決定》		《決定》		《決定》		《決定》		《決定》		《決定》		《決定》		《決定》		《決定》	
順路	交通機関	区 間	回数券等	3か月	6か月	距離 (km)	6か月支給額	運賃改定による新支給額	年 月 日	年 月 日	支給額	調整額	返 納 額	算 額	(A)前認定の返納額	(B)現認定の支給額	年 月 日
1		～				・	円				か月分 円	か月分 円	か月分 円	か月分 円		調整額支給日 支給額(B-A)	年 月 日
2		～				・	円				か月分 円	か月分 円	か月分 円	か月分 円	6か月支給額		
3		～				・	円				か月分 円	か月分 円	か月分 円	か月分 円	決定事項	15日経過(変更日・受理日) 交通用具あり 障	
4		～				・	円				か月分 円	か月分 円	か月分 円	か月分 円	確認記録	経路短縮につき調整なし。 経路同一につき調整なし。 従前を上回るため調整なし。	
5		～				・	円				か月分 円	か月分 円	か月分 円	か月分 円			
6		～				・	円				か月分 円	か月分 円	か月分 円	か月分 円			
《合計》											合計						

入力	確認
----	----

記入上の注意

＜表面＞

- 1 届出は通常の通勤経路及び通勤方法のみを記入し、例外的な経路等については記入しないでください。
- 2 「通勤方法」欄は該当の方法に○をつけ、交通用具を使用する場合はその種類を記入してください。
- 3 「交通機関名」欄には、〇〇バス・J R〇〇線・東京メトロ〇〇線等の別を正確に記入してください。
- 4 「備考」欄には、無料乗車券の有無等を記入してください。

＜裏面(右記欄)＞

- 1 自宅から最寄駅(停留所)又は庁舎まで等の徒歩又は交通用具を使用する部分について詳しく記入してください。交通機関部分は略線でかまいません。
- 2 交通用具を駅の駐輪場等に停める場合は、駐輪場、駐車場等の正確な「名称」及び「位置」を必ず記入してください。
- 3 通常の通勤経路及び通勤方法以外の経路等を届出する場合は、右記欄に記入してください。

【通勤経路記入欄】経路は朱線で記入してください。

附 則

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

◎江東区教育委員会訓令甲第 2 号

教育委員会事務局
図 書 館

江東区立図書館処務規程（平成 3 年 9 月江東区教育委員会訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 7 月 2 2 日

江東区教育委員会

第 4 条中第 1 2 号を削り、第 1 3 号を第 1 2 号とし、第 1 4 号を第 1 3 号とする。

告

示

◎江東区告示第 2 3 9 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり令和 4 年度地籍調査事業を実施するので、同法第 7 条の規定により告示する。

令和 4 年 7 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 事業計画が定められた年月日
令和 4 年 4 月 1 日（4 都市政士第 1 6 5 号）
- 2 調査を実施する者の名称
江東区
- 3 調査地域
江東区潮見二丁目及び枝川二丁目の各地内
- 4 調査期間
令和 4 年 7 月 1 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 2 4 0 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 4 年 7 月 7 日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

◎江東区告示第 2 4 1 号

特定商業施設新設届出書の縦覧について
江東区特定商業施設の立地に伴う生活環境保全に関する指導要綱（平成 1 2 年 6 月 2 9 日江地商発第 6 6 号）第 6 条の規定に基づき、下記のとおり特定商業施設新設届出書を縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 7 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

特定商業施設新設届出書 | 令和 4 年 6 月 3 0 日 |

の届出年月日		
特定商業施設新設届出書の縦覧場所		東京都江東区東陽四丁目11番28号 江東区地域振興部経済課（庁舎4階）
特定商業施設新設届出書の縦覧期間		令和4年7月8日から 令和4年9月8日まで
特定商業施設新設届出の概要	特定商業施設の名称及び所在地	（仮称）オリンピック森下店 江東区新大橋一丁目3番11号
	設置者の氏名又は名称及び住所	積水ハウス株式会社 開発事業部 執行役員 開発事業部長 田森 直紀 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
	特定商業施設において営業を営む者の氏名又は名称及び住所	株式会社Olympicグループ 代表取締役 大下内 徹 東京都国分寺市本町四丁目12番1号
特定商業施設を新設する日		令和5年6月1日

◎江東区告示第247号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和4年7月21日

江東区長 山崎孝明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第249号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和4年7月26日

江東区長 山崎孝明

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	江東区北砂三丁目420番10、420番18、420番19の一部
2 許可を受けた者の住所・氏名	千代田区霞が関一丁目4番1号 中央日本土地建物株式会社 代表取締役 平松 哲郎

◎江東区告示第250号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和4年7月26日

江東区長 山崎孝明

記

施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
江東区亀戸子ども家庭支援センター	江東区 亀戸6-31-26	令和4年4月11日	一時預かり事業
江東区住吉子ども家庭支援センター	江東区 住吉1-9-8	令和4年5月23日	一時預かり事業

◎江東区告示第251号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の変更（一部取消し）をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和4年7月27日

江東区長 山崎孝明

記

- 1 指定に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和4年7月27日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区南砂四丁目35番3の一部、35番4の一部
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
変更（一部取消し） 延長1.94m 幅員

4. 0 0 m

◎江東区告示第 2 5 2 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 7 月 2 9 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
0 8 7 2 4 0 0 5 0 2
- 2 事業所の名称及び所在地
デイサービスうらら
茨城県守谷市高野 2 0 1 3 - 1
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社シェルバ
茨城県守谷市高野 1 6 6 5
代表取締役 倉持 稔
- 4 廃止年月日
令和 4 年 7 月 2 8 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 2 5 4 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 8 月 3 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 9 2 0 0 0 7 5 6
- 2 事業所の名称及び所在地
ファミリーケア 関町さくら物語
東京都練馬区関町南二丁目 6 番 2 2 号シャ
ルマンコーポ壱番館 1 1 0
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社さくらサポート
東京都練馬区関町南二丁目 6 番 2 2 号シャ
ルマンコーポ壱番館 1 1 0
代表取締役 河田 欣弥
- 4 廃止年月日
平成 2 9 年 1 月 1 8 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 2 5 6 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 4 年 8 月 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第12号

下記により、令和4年第7回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和4年7月19日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和4年7月22日（金）
午前10時
- 2 場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 3 議題
 日程第1 議案第23号 江東区立幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正
 日程第2 議案第24号 江東区立図書館処務規程の一部改正

◎江東区教育委員会告示第13号

江東区文化財保護条例（昭和55年10月江東区条例第32号）第10条第1項の規定に基づき、下記について江東区指定文化財に指定する。

令和4年8月1日

江東区教育委員会

記

新規指定

- 1 江東区指定有形文化財（歴史資料）
 - (1) 園女歌仙桜碑
江東区富岡1-16江東区立深川公園
昭和56年4月10日登録
 - (2) 園女歌仙桜之碑 昭和6年在銘
江東区富岡1-16江東区立深川公園
平成10年3月30日登録

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第21号

令和4年6月22日付江東区選挙管理委員会告示第12号の一部を次のように改める。

令和4年7月6日

江東区選挙管理委員会

〔以下省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第22号

令和4年6月22日付江東区選挙管理委員会告示第12号の一部を次のように改める。

令和4年7月9日

江東区選挙管理委員会

〔以下省略〕

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第25条の3第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について下記のとおり告示する。

令和4年7月28日

江東区監査委員 松 土 英 男
同 藏 田 朝 彦
同 中 嶋 雅 樹
同 白 岩 忠 夫

記

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

生越 慎平 東京都江東区有明一丁目4番2
0-817号
小泉 妙美 東京都江東区東砂七丁目5番2
2-904号
寺澤 智行 東京都江東区豊洲五丁目6番2
9-633号
幡田 宏樹 東京都江東区東雲一丁目9番5
0-2909号
濱崎 俊幸 東京都江東区亀戸五丁目17番
11-701号
向山 光浩 東京都江東区東雲一丁目9番4
2-1909号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで